

職場の安全衛生

— 改善事例 — 3

労働安全コンサルタント 北原 雅彦

有害物質管理の盲点



こまめに除去した方がいいですよ」とアドバイスしました。

さらに「タン

から出した物質は、どうやつて現場に運んでいるんですか?」

と尋ねたところ、「バケツで運んでいます」とのことでした。

「運んでいる途中で転倒したりしたら、その作業者が暴露してしまいます。保護メガネは付けていますか?」と尋ねたところ、付けていないという返答だったので、保護メガネを付けてもらうようアドバイスしました。

解説 答え

労働○Xクイズ ④2 答えと解説

(本稿は平成29年12月に準備されたものです)

有機溶剤や特定化学物質などの規制有害物質を使用している会社の方は、今一度、自社の現場を見直していただけたら幸いです。

化学物質等障害予防規則などで厳しく定められています。会社も十分気を付ける傾向が強いのですが、この事例のようにその物質の運搬過程などは盲点になりやすくなります。

1社2名まで 参加無料!! 安全衛生基礎講習

安全衛生管理について基礎から学びます。

平成30年7月31日(火) 13:30~16:30

当協会 3階 大会議室

主催 名古屋北労働災害防止推進運動協議会

実施 (一社)名北労働基準協会 (052-961-1666)



とある工場の有害物質のお話です。この工場では、ある特定化学物質を相当大量に使っています。現場巡視でその特定化學物質の受け入れタンクを見たところ、放出蛇口の下あたりに漏れた特定化学物質が貯まっていた。揮発しないけれど、何かの拍子に飛散したら作業者が暴露してしまうので、

「運んでいる途中で転倒したりしたら、その作業者が暴露してしまいます。保護メガネは付けていますか?」と尋ねたところ、「バケツで運んでいます」とのことでした。

「ここでもこぼれていますね。だれがいつ清掃するのか、ルールを検討した方がいいでしょう」とアドバイスしました。

工場の担当者は「わかりました。すぐに検討してみます」と答えました。

特定化学物質の使用過程である機械設備については、局所排気装置の義務付けなど、特定のものにできないです

とある工場の有害物質のお話です。この工場では、ある特定化学物質を相当大量に使っています。現場巡視でその特定化學物質の受け入れタンクを見たところ、放出蛇口の下あたりに漏れた特定化学物質が貯まっていた。揮発しないけれど、何かの拍子に飛散したら作業者が暴露してしまうので、

「運んでいる途中で転倒したりしたら、その作業者が暴露してしまいます。保護メガネは付けていますか?」と尋ねたところ、「バケツで運んでいます」とのことでした。

「ここでもこぼれていますね。だれがいつ清掃するのか、ルールを検討した方がいいでしょう」とアドバイスしました。

工場の担当者は「わかりました。すぐに検討してみます」と答えました。

特定化学物質の使用過程である機械設備については、局所排気装置の義務付けなど、特定のものにできないです

(労働安全衛生法第66条1項
平成15年社会保険労務士試験出題参考)